

田川市子どももの 貧困対策推進計画

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育つ環境を整備し、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としています。この法律に基づき、今を生きる子どもたちがいかなる環境下にあっても、将来に希望を抱き健やかに育つ社会の実現を目指し「田川市子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

子どもを取り巻く現状

本市の現状の数値を福岡県や国と比較することで、本市の子どもを取り巻く現状が見えてきます（下表参照）。いずれも県や国の割合よりも高く、国と比較すると2倍以上の率となっています。

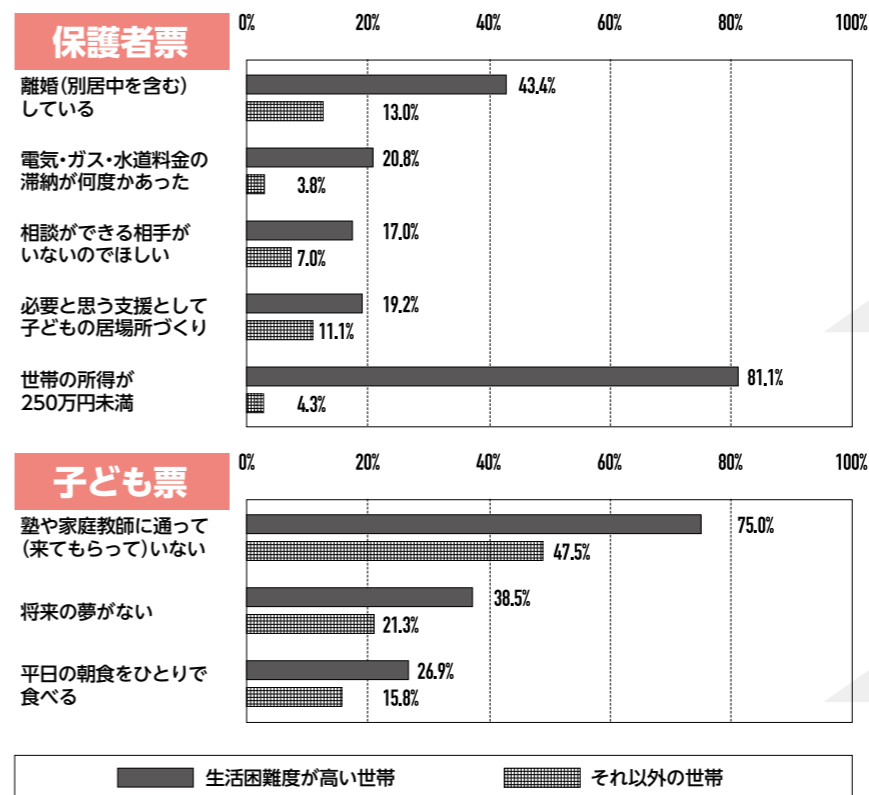
子どもの相対的貧困率

子どもの相対的貧困率は、厚生労働省の作成基準に基づき、世帯の所得分布から一定の計算式によって決まる数値として算出しています。本市では、基準となる貧困線12.2万円以下の子どもの人数の割合は22.7%（※子どもの生活実態調査「下段参照」の結果に基づく）となり、国の割合13.9%を上回っています。

小学生の就学援助受給率 (平成27年度調査)	ひとり親世帯数の割合 (平成28年度調査)
田川市：30.58% 福岡県：22.30% 国：14.21%	田川市：3.85% 福岡県：2.20% 国：1.61%
中学生の就学援助受給率 (平成27年度調査)	生活保護受給者数の割合 (平成29年度調査)
田川市：32.89% 福岡県：26.06% 国：17.26%	田川市：5.82% 福岡県：2.48% 国：1.66%

子どもの生活実態調査（一部抜粋）から見えてきた課題

※子どもの生活実態調査とは、平成29年10月に市が実施した調査で「田川市内の小学5年生と中学2年生を対象とした、生活環境、教育環境や日頃感じていることを把握する調査」および「保護者を対象とした、経済状況や就労状況、悩みや不安などを把握する調査」のことで、下表は、調査結果の一部を抜粋したグラフです。子どもの相対的貧困率に該当する「生活困難度が高い世帯」と「それ以外の世帯」を比較し、本市の課題を解説します。



生活困難度が高い世帯の親は母子家庭などの割合が高く、ひとり親が家計を支えているケースが多いです。公共料金の支払いを滞納した経験がある家庭も少なくありません。また、将来への悩みや不安をひとりで抱えている場合も考えられ、必要な支援のひとつに「子どもの居場所づくり」を挙げています。生活困難度が高い世帯の年間所得は、250万円未満の範囲に多く分布しています。

生活困難度が高い世帯の子どもは、学習塾に通っていない割合がそれ以外の世帯より高く、学習に対する意欲の低下などから、将来の夢がないと感じている割合が高くなっています。また、勤労により親の帰宅が不規則などのため、家で子どもだけで過ごす時間が多くなり、食事と一緒に取れない家庭もあります。

計画内での新たな取り組み

子どもの生活実態調査などから明らかとなった子どもを取り巻くさまざまな課題に対応するため、今年度から新たな取り組みを実施します。

○現行事業の推進

子どもの貧困対策に関する大綱に掲げられた、国が取り組む重点施策に本市の現行事業（74事業）を紐付け、毎年度事業の進捗と活動指標の達成状況を把握します。

○関係団体などへの支援

子どもの貧困対策関係団体などに活用してもらうため「子どもの年齢別各種手当・助成等早見表」、「子どもに関する各種支援一覧」、「子どもに関する相談窓口一覧」の最新情報を毎年度提供します。

○子どもの居場所づくりの推進

本市では、家や学校以外に、子どもたちが自分の居場所と思えるような場所を提供する「子どもの居場所づくり」の事業に取り組む団体などに対し、本市独自の支援策を実施します。

○社会全体で支えよう

すべての子どもや家庭にきめ細やかな支援を届けていくためには、行政による施策の実施と仕組み作りだけではなく、社会全体で取り組むことが必要です。市民のみならずのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

「田川市子どもの居場所づくり事業費補助金」の創設

家や学校以外に、子どもたちが自分の居場所と思えるような場所を提供する「子どもの居場所づくり」の事業に取り組む団体などに補助金を交付します。

事業内容	実施頻度	利用者数
①子どもが集い、交流する場の提供および子ども同士の交流の促進に関する事業	おおむね週1回以上	1回当たり おおむね5人以上
②学習指導および相談、進学相談などに関する事業	おおむね週1回以上	
③食事を調理し、提供する事業（子ども食堂）	おおむね月1回以上	

【補助対象団体】

- ・市内において活動する5人以上で組織される団体
- ・社会福祉法人は、事業実施年度において社会福祉充実残額がないこと。
- ・当該年度に国、地方公共団体などから当該事業への補助を受けていないこと。など

【交付の制限】

- ・1団体につき、年間10万円を限度に補助金を交付
- ・補助対象は、保険料、ボランティアへの謝礼金、交通費、食事の調理提供に必要な食材費など事業に必要な運営費
- ・1団体につき、総額50万円を限度

【財源】

- ・市の「ふるさと寄附金（ふるさと納税）」で資金を募集します。

申し込み・問い合わせ 保健福祉課 (☎85-7118)

「田川市子どもの居場所づくりネットワーク会議」の設置

市内で子どもの居場所づくり事業に取り組む団体などが相互に連携を図り、子どもに関する情報交換を行うことを目的に「田川市子どもの居場所づくりネットワーク会議」を令和元年度から設置します。

田川市 子どもの貧困対策推進計画

策定：平成31年3月

期間：令和元年度～令和5年度（5年間）

※計画の詳細は、市ホームページに掲載しています。

